

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 32 (2000. 5. 24)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

徳山ダム・本体起工式に抗議する

5月23日、水公団は「徳山ダム本体工事起工式」を行いました。ダムサイト予定地に旧徳山村村民約380人と下流自治体首長・議会関係者・水防団長などを集め、招待客以外の人間は近づけない警備の下での式でした。

前日の22日、私たちは10名で、水公団徳山ダム建設所を訪れ、抗議の申し入れを行いました。4月に転勤してきた担当副所長は、私たちの「問題が山積する中、なぜ今起工式なのか」という質問に対して、全く中身なく「2007年完成という実施方針がある」と繰り返すだけ。事業者自体が誇りも自信も持てなくなった事業が、ただ「すでに決まったことだから」と強行されていくのです。

大型猛きん類に対して何の保護策も立てないままの本体工事強行です。昨年の今頃、営巣中のクマタカの巣の近くで工事を行い、とうとう育雛失敗に追い込んだことについてのみじんの反省もありません。

新たな水需要が発生しないことは、一層明らかになっています。建設省・水公団は、「水源開発は超長期の事業だから、現在需要が見えなくてもやる」と言います。しかし「水需要は増加するもの、いつかは要るようになる」と考えられていた時代はとっくの昔に終わりました。工業用水需要は年々減っており、水道水も数年後からは人口が減り始めるのです。愛知県や名古屋市では抱え込んだ水利権に困っています。その一方、これまで水利権を買うという負担を経験していない地元大垣市長は「使うあてがなくても水利権を確保しておけば良い。県が決めることだ」と言います。こういう無責任市長の下、要らない水の水利権を負担させられる市民はたまったものではありません。

「徳山村村民の悲願」を前面に出すことで問題をごまかそうとした水公団に対して、「起工式に本体着工反対の横断幕を掲げる」という徳山村村民の動きが表面化しました（新聞記事参照）。公団が移転地として造成した団地（文殊団地）の激しい地盤沈下で再移転を余儀なくされている人々が公団の不誠実な対応に怒りを露わにしたのです。公団は「お願い」という圧力をかけて「横断幕デモ」を潰しましたが、村民の怒りは消えていません。

水公団が「起工式」を強行する大きな理由は「ここまで来たからやめられない、仕方がない」という諦め世論を作ることにあります。しかし徳山村全戸移転・廃村という重い既成事実と比べれば「起工式」など小さなもの。自慢にはなりません。そもそも「徳山ダム建設中止を求める会」は、建設省が見直し審議会を設置してから出発した「遅すぎた運動」です。運動はまだまだ「これから」。皆さんの熱い応援をお願いします。

建設省・公団による「Q&A」チラシ

建設省・公団は、大垣市を中心とする岐阜県西濃地区の全新聞に「皆さまの⑤室温に折り込みを入れました。30部を確保しました。必要な方は事務局まで。

申入書を出すにあたって

徳山ダム建設中止を求める会

〈作られた「地元の要望」〉

工事強行を正当化する理由として、貴公団は「地元の早期完成の要望」と言うが、この要望は情報操作によって作られたものである。

(1) 徳山ダムは水資源開発ダムとして事業認定されている。しかし貴公団は藤橋村の「パビリオン」やチラシなどを通じて、あたかも徳山ダムが洪水防御を主目的にしたダムであるかのように装い、法に位置づけられていない「渇水対策」を公団の水資源開発事業であるかのように言いつくろう。大垣地域では各市町村が自己水源による水道事業の拡充事業を行っており、「徳山ダムの水を水道水として使いたい」という需要は発生しようもない。公団が徳山ダム裁判に提出した大垣地域の水需要予測は荒唐無稽の一言に尽きる。地元首長の中からは「治水のために徳山ダムを推進してくれ」と言ったが、水を買えと押しつけられるのは絶対に困る、それでは詐欺だ」との声も聞こえている。

(2) 「地元の要望」はもっぱら洪水調節を期待している。しかし「徳山ダムがあれば絶対安全、無ければ住民は命の危険にさらされる」というのは全く非科学的であることは論を待たない。1976年の洪水は徳山ダムがあっても防げなかったのに「徳山ダムさえあれば」という誤解と宣伝を、建設省・公団は意識的に利用している。その一方で建設省が直接責任をもって行うべき揖斐川治水計画の重要な部分は遅れに遅れている。計画の片鱗も存在しない「未定ダム」がなければ完成しない現・揖斐川治水計画の欠陥は明らかである。

(3) 徳山ダムは活断層・揖斐川断層の上に6億6000万トンもの水を溜めるのである。建設省も20億トン規模のダムでは大きな地震を誘発する可能性があることを認めており、1984年の長野県西部大地震は牧尾ダムによって引き起こされた疑いが濃厚であるにもかかわらず、その疑いに蓋をして今日に至っている。このダム湛水による地震誘発の危険については、地元住民には隠されたままである。

一方的な宣伝チラシの配布ではなく、建設省とともに、一刻も早く私たちとの「対話」を再開することを強く要求する。

〈徳山村村民への責任を果たせ〉

貴公団は、ダム計画のために村を失った徳山村村民の方々に対して、果たすべき責任を果たしていない。

文殊団地はもともと地盤沈下の予測される土地であるのにそれを隠して移転地とし、さらに貴公団が杜撰な工事を行ったために、移転住民は再移転を余儀なくされている。貴公団はこのことに対して一貫して誠意ある対応をしていない。

一方「確認書」「差入書」において強制収用はしないと確約したにもかかわらず、徳山村出身の地権者に対して次々と強制収用攻撃をかけている。

飴とむちを使って住民を追い出してしまえばあとは知らないというダム事業者共通の許すべからざる態度が現れている。ふるさとを奪われる痛みを少しも感じることなく、二重三重に徳山村住民を苦しめて平然としている貴公団の態度に、怒りを禁じ得ない。

貴公団は何かというと「徳山村村民が早期完成の要望に応えたい」という。それが本心であるなら、徳山村村民の「誠意ある解決がなされるまで本体工事を止めるべきである」という強い意見を全面的に受け入れるべきではないか。

水資源開発公団徳山ダム建設所
所長 山口温朗 様

申入書

明日23日、貴公団は徳山ダム本体工事の起工式なるものを行うという。

徳山ダム建設予定地には絶滅を危惧される大型猛きん類が多数生息していることが明らかになりながら、貴公団はまともな保護策は立てようとしていない。自然保護団体からの指摘、すなわち工事を止めてまず保護策の前提となる調査を行うべきであるという指摘を一顧だにすることなく工事を強行していくことに対して強く抗議する。貴公団自ら依頼した自然保護団体やそのメンバーから都合の悪い提言がなされるとそれを無視し、そのために専門家の助言機関が機能停止をすると今度は一切自然保護団体のメンバーを入れない「助言機関」を作るとするのは、あまりにも市民を愚弄したやり方である。

水資源開発公団が建設する徳山ダムは、木曾川水系水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発ダムである。この地域にはすでに水あまり状態である。未来の納税者を押しつぶす借金財政はもう放置できない。真に地元の状況を踏まえた水需要予測の見直しを行い、あわせて環境保全に最大限配慮した治山・治水計画を立案する機会と時間を作るべきである。

今からでも遅くない。貴公団が「2007年完成」の旗を降ろし、自然保護団体の提言通り、少なくとも2、3年は工事を止めて環境アセスメントを実施することを強く要求する。

2000年5月22日

徳山ダム建設中止を求める会
代表 上田武夫 運営委員一同

5/13 中日

徳山ダム用地 2件目の裁決

強制収用で県委員会

藤橋村で水資源開発公団が建設を進める徳山ダム用地の強制収用問題で、県収用委員会(会長・端元博保弁護士)は十二日、東京都八王子市内の旧徳山村民の男性が所有する山林約二千三百平方尺について、公団の取得を認める裁決を出した。

徳山ダム用地に関する裁取得を認める裁決が出され

決は昨年十一月に次いで二件目。土地の明け渡し期限は今年三十日とされた。

この土地は藤橋村徳山の損斐川左岸の水没予定地。ダム本体の建設地に近いことから、公団は「取得を急ぐ必要がある」として、昨年六月二十四日に収用委員に裁決申請していた。

同ダム用地で公団はこれまで、ダム建設反対派住民グループのトラスト地を含め、計五件の裁決を申請。昨年十一月には本県郡内の男性が所有する五・六

取得を認める裁決が出され

徳山ダム 地権者と意見平行線

収用委 強い批判、混乱も

水資源開発公団が藤橋村で建設中の徳山ダムの未買収地をめぐる、県収用委員会(端元博保会長)は十七日、ダム建設に反対する市民グループのメンバーらが権利を持つ共有地について、岐阜市の真水産会館で

第二回審理を開いた。「一度きるだけ早く強制収用を認める裁決を」とする公団に対し、地権者らは「強制収用を前提とした審理には応じられない」と主張し、審理は平行線をたどった。

年七月に収用手続き開始の申し立てをした約百枚のうちの未買収地約〇・五畝。「徳山ダム建設中止を求める会」のメンバーら百十六人が地権者となつて、この日は「求める会」のメンバーら十四人、公団関



複雑な思いを抱きながらダム事業に抗議する横断幕を作る旧徳山村民の男性＝岐阜県本巣町で

旧村民が抗議行動へ

徳山ダム 再移転交渉が難航

岐阜県の損斐川上流に建設される徳山ダムの起工式に水資源開発公団が招待している旧徳山村民の一部が十八日まで、地盤沈下が起きた集団移転地の再移転交渉で「公団の誠意が見られない」として、式場での抗議行動の準備を始めた。起工式は二十三日。旧村民は「起工式は、散り散りになった故郷の仲間と再会できる機会だけに、本当ならすつきりとした気持ちで出席したいのだが」と思いは複雑だ。

抗議運動を検討しているのは、岐阜県本巣郡本巣町の集団移転地・文殊団地で、再移転交渉が難航している約二十世帯。十五日、公団の現地事務所を訪れ、「地盤沈下問題の解決まではダム事業に反対する」と書いた手製の横断幕を職員に突きつけた。

公団との話し合いは十七日夜にも団地の集会所で開かれ、「こんな抗議をしなきゃならんのは本当は情け

5/18 朝日

係者十二人が出席。共有地は反対運動の象徴的な土地で、冒頭から会長の人選問題について意見の対立が続き、地権者らから批判や罵声(のち)がひっきりなしに飛び、混乱した。公団はダム事業の目的や裁決申請に至

った経緯などを説明した。審理終了後、端元会長は「(徳山ダム関連の)訴訟で梶原拓知事の被告代理人を務めていること、県収用委の会長をしていることは全く関係がないし、私情を挟むつもりはない。土地収用法の関係で、地権者らの言われることと、私のできることには限界がある。このように混乱する形で審理が進んでいくのは残念だ」と話した。次回審理は七月二十五日。地権者らの主張のあと、公団の回答が示される予定だ。

5/19 中日

この新聞記事が出たあと、公団は必死の「説得・交渉」を行い、当日この抗議行動は中止となりました。



徳山ダム反対派が公団側に申し入れ書
岐阜県藤橋村で水資源開発公団が進めている徳山ダム建設事業で、反対する市民グループ徳山ダム建設中止を求める会の上田武夫代表ら十人が二十二日、同県設所を訪れ、二十三日に予定されている起工式の中지를要求。さらに二〇〇七年完成の旗を降ろし、少なくとも二、三年は工事を止めて環境アセスメントを実施することを強く要求することの申し入れ書を出した。

5/23
中日

申し入れ書では「地元の状態を踏まえた水需要予測の見直しを行い、環境保全に最大限配慮した治山、治水計画を立案する機会と時間をつくるべきだ」などとしている。
また、西濃地方の共産党系の労組や婦人団体などでつくる「徳山ダム建設問題を考える会」の長谷川金重会長もこの日、「あらためて徳山ダム建設工事中止を求める」などとするアピールを同建設所に手渡した。

春の徳山村行き 4月22日(土) 桜が満開

4月22日はアースデイ。その連帯の意味も込めて徳山村を訪ねました。村人の去った集落跡に満開の桜が咲き誇っていました。

4月23日には岐阜ピースサイクルの皆さんが、また29日には東海民衆センターの皆さんが徳山村を訪れました。いずれも好天に恵まれ、散り染めの桜もまだまだ美しさを保っていました。醜いのは工事のために裸にされた山、崩された崖、土砂に埋められた川。早く工事を止めさせ、豊かな森を再生し、イヌワシ・クマタカが安心して暮らせる自然を取り戻したいと思います。



恒例：夏の徳山村キャンプ

8月19日(土)・20日(日)の予定です。
次号で詳細をお知らせします。



次号通信送付のうちに、原告会費の今年度後半分の振込用紙を同封します。すぐに半年が経ち、心苦しく思いますが、よろしく願いいたします。なお、前半分未納の原告の方はすみませんが、お早めにご納付をお願いいたします。

収用委第2回（5月17日）／次回審理は7月25日

第2回審理直前の5月11日付で、収用委から地権者に「端元会長居座り見解」が送られてきました。17日当日、「納得できない」と次々と地権者が意見を述べる中で、端元会長は、何ら答えがないまま公団に「事業説明」を強行させました。同時に端元会長は私たち地権者を「反対派」と呼び、端元会長の姿勢の本質を露わにしました。当然審理は混乱しました。

公団は、昨年4月の地権者35名連名の「公開協議申し入れ」に対して「個人の財産権に関わることであり、プライバシーの問題もあるので応じられない」と拒否しました。にもかかわらず「プライバシーを大切にす」公団は、収用委員会の公開の場で、地権者個人にはまだ一度も説明していない個人個人の補償金額を読み上げました。土地が二百何十円とか百何十円、立木は4円又は2円。「〇〇（名前）は2円」と叫ばれて、地権者の皆さんの財産権とプライバシーは大いに尊重されました！。

「収用委員会は土地収用法47条に基づいて収用の裁決をしなければならないのであって、事業の収用適格性について判断する権限はない。」「主に補償金額の決定に当たっての中立性として要請されているにすぎない」収用委員会の性格を鮮明に宣言しています。今回は「事業認定取消訴訟を争っている中で、補償金額を巡る論議をする収用委員会開催は納得できない」ということを主要な問題とすることになるでしょう。

参加不能の方は、あらためて収用委員会に「収用委員会を開催することの不当性」に関する意見書をお出し下さい。

次回審理の「作戦」は、運営委で討論して、7月中旬までにお知らせします。

徳山ダム裁判 第6回口頭弁論行われました（5月10日）

裁判当日に住民訴訟被告（岐阜県知事等）が準備書面を出してきました。10年前の岐阜県の第5次総合計画に基づいた予想で判断したのだから「同意」は適法であるというもの。その予測によると、大垣地域はすでに必要な水が不足して苦しんでいることになっています。行政訴訟（事業認定取消訴訟）被告側といい、住民訴訟被告といい、実態とかけ離れた「水需要予測」を持ち出して「徳山ダムは必要だ」という。当然出している本人たちが信じてはいないから「Q&A」チラシには書けない。

ところで、事業認定の違法性を裁判で争っている間にも、強制収用手続きは進み、工事は進んで行くという今の法律は全くおかしいものです。こうしたことを変えていくのも世論の力です。皆さんの声に期待します。

次回からは、利水問題立証の具体的な計画が固まって来るはずですよ。

住民訴訟の方も、ようやく利水の実態論に入りはじめました。

裁判日程：7月12日（水）／9月13日（水）／12月6日（水）

いずれも岐阜地裁で13時30分から。

「やめよ！徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子

事務局 大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119
郵便振替：00800-7-31632 Email：tokuyama@geocities.co.jp
URL：http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/